

関税割当制度に関する政令の
一部を改正する政令案要綱

1. 関税割当制度が適用されている物品20品目のうち、特定の乾燥した豆等4品目について、平成16年度下期の関税割当数量をそれぞれ次のとおり定めることとする。(別表関係)

- | | | | |
|-----|--|---|--------------|
| (1) | 乾燥した豆(ひよこ豆、緑豆及び
ひら豆以外のもの) | 68,200 トン | |
| (2) | とうも
ろこし | コーンスターチの
製造に使用するもの | 2,018,600 トン |
| | | 単体飼料用のもので粉
砕その他の加工をして
ないもの | 149,700 トン |
| | | コーンフレーク、
エチルアルコール
又は蒸留酒の製造
に使用するもの | 28,600 トン |
| | | その他のもの | 94,700 トン |
| (3) | 麦 芽 | 258,300 トン | |
| (4) | でん粉及びイヌリン並びに
でん粉等の調製食料品のうち
でん粉が最大の重量を占めるもの | 79,200 トン | |

2. この政令は、平成16年10月1日から施行することとする。